

平成27年度第3回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成27年7月10日（金）
午前9時30分～11時00分
場所：本館3階 委員会室

日程第1 諮問事項について

(1)障害児通所給付費等に関する事務に係る特定個人情報保護評価について

【担当：子ども未来創造局早期療育室】

【概要】

平成27年10月の番号法施行に伴い、障害児通所給付費等に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取り扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

【質疑応答】

委：諮問書では箕面市長からの諮問としているが、評価書では評価実施機関を箕面市教育委員会としており、実施機関が一致しないのはなぜか。

市：今回諮問している事務は、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会事務局の職員に補助執行させている事務であるため、諮問は箕面市長が行うが、事務及び評価を行っているのは教育委員会なので、評価実施機関は教育委員会としている。

委：諮問する実施機関と評価書の評価実施機関が一致しないことには疑問がある。また、もし評価実施機関が箕面市長であれば、内容に変更が生じるため、今回答申することは難しい。

市：指摘された点について、確認をした上で、次回お諮りしたい。

委：内容を精査の上、次回改めて審議するものとする。

(2)保育の実施・費用の徴収等に関する事務に係る特定個人情報保護評価について

【担当：子ども未来創造局子育て支援課幼児教育保育室】

【概要】

平成27年10月の番号法施行に伴い、保育の実施・費用の徴収等に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取り扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

【質疑応答】

委：評価実施機関は箕面市教育委員会でのよいのか。

市：市長の権限である事務を箕面市教育委員会に委任している事務であるため、評価実施機関は箕面市教育委員会となる。

【答申】

「指摘事項を修正のうえ、適切である」と答申する。

評価書自体の考え方はこれで良いと思われる。ただし、審議会での指摘事項については十分確認のうえ修正し、その内容を各委員に報告すること。

(3)児童手当・児童扶養手当・特別児童手当に関する事務に係る特定個人情報保護

評価について

【担当:子ども未来創造局子育て支援課】

【概要】

平成 27 年 10 月の番号法施行に伴い、児童手当・児童扶養手当・特別児童手当に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取り扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

【質疑応答】

委：障害児通所費等に関する事務の特定個人情報保護評価と同様、諮問書と評価書の実施機関が一致していないため、実施機関について確認した上で、再度審議するものとする。

日程第 2 その他

次回は平成 27 年 8 月 21 日または 25 日午前 9 時 30 分を候補日として日程調整する旨を確認した。